

次期無電柱化推進計画 骨子案のポイント

令和3年2月

次期無電柱化推進計画 骨子案のポイント【目次】

第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

- ◎取組姿勢
- ◎適切な役割分担による無電柱化の推進

第2 無電柱化推進計画の期間

第3 無電柱化の推進に関する目標

- ◎無電柱化の対象道路
- ◎計画目標・指標

第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

- ◎緊急輸送道路の電柱を減少
- ◎新設電柱の抑制
- ◎コスト縮減の推進
- ◎事業のスピードアップ
- ◎占用制限の的確な運用
- ◎財政的措置
- ◎メンテナンス・点検及び維持管理
- ◎関係者間の連携の強化

第5 施策を統合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

- ◎広報・啓発活動
- ◎地方公共団体等への技術的支援
- ◎中長期的な取組

次期無電柱化推進計画 骨子案のポイント

《取組姿勢》

[**太字**は新たに記載するポイント]

課題

- 平成28年12月の無電柱化推進法成立、平成30年4月の無電柱化推進計画策定により、従来以上のペースで無電柱化が進んでいるが、近年の台風被害等を受けて、さらなる加速化が必要
- 一方、全国には約3,600万本の電柱が存在し、毎年約7万本増加している状況であり、新設電柱の抑制が求められている
- さらに、電線共同溝事業のコストが高い、事業期間が長い、関係者との調整に時間が要している等の課題が依然として残されており、解決に向けた取組が必要



記載案

第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

◎取組姿勢

諸外国に負けない我が国本来の美しさを取り戻し、安全で災害にもしなやかに対応できる「**脱・電柱社会**」を目指すため、以下の姿勢で無電柱化を推進する。

- **新設電柱を増やさない**

特に緊急輸送道路については無電柱化を推進し電柱を減少させることを目指す

- **徹底したコスト縮減を推進し、限られた予算で無電柱化の実施延長を延ばす**
- **事業の更なるスピードアップを図る**

次期無電柱化推進計画 骨子案のポイント

＜適切な役割分担による無電柱化の推進＞

課題

[**太字**は新たに記載するポイント]

- 現地の状況に応じて関係者が連携し、電線共同溝方式に加えて、単独地中化方式など多様な手法な活用し、安価な手法にて整備を進めるべき
- 電力や通信のレジリエンス強化に向けて、費用対効果も考慮しながら、無電柱化の取組を推進することが必要

記載案

第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

◎適切な役割分担による無電柱化の推進

無電柱化を更に推進するため目的に応じ、従来方式に加えて多様な手法を活用し推進する
なお、無電柱化の目的は複合的であるため、以下を基本とし手法の選定を行い無電柱化を推進する

<防災・強靱化目的>

- | | |
|-------------------------------|-----------------------|
| ① 市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間 | : 道路管理者が主体的に実施 |
| ② 長期停電や通信障害の防止を目的とする区間 | : 電線管理者が主体的に実施 |
| ③ 上記①と②の重複区間 | : 関係者が連携して実施 |
| ④ 占用者が1者で電線共同溝が困難な区間 | : 電線管理者が主体的に実施 |

<景観観光、交通安全目的>

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| ● 安全・円滑な交通確保を目的とする区間 | } 道路管理者、地方公共団体等
が主体的に実施 |
| ● 景観形成・観光振興を目的とする区間 | |

※ **道路事業、市街地開発事業等の実施時** : **関係者が連携して実施**

次期無電柱化推進計画 骨子案のポイント

〈無電柱化推進計画の期間、無電柱化の対象道路〉

[**太字**は新たに記載するポイント]

課題

- これまで無電柱化が進められてきた対象路線については引き続き優先的に実施すべき
- 歩行者中心の道路空間を構築する歩行者利便増進道路の整備を進めるため、幅員の狭い歩道においても無電柱化が必要

記載案

第2 無電柱化推進計画の期間

- 2021年度～2025年度（5か年）とする

第3 無電柱化の推進に関する目標

◎無電柱化の対象道路

国、地方公共団体及び電線管理者は、重点的に無電柱化を進める対象として、以下のような道路において優先的に無電柱化を実施

また、**地域ブロック毎に中期的に無電柱化が必要な箇所を選定**するなど、地域ニーズに応じて必要な無電柱化は着実に実施

- 防災
市街地内の緊急輸送道路を重点的に推進
電力や通信のレジリエンス強化の観点で必要な区間
- 安全・円滑な交通確保
バリアフリー法に基づく特定道路、人通りの多い商店街、通学路、**歩行者利便増進道路**
- 景観形成・観光振興
観光地における良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路

次期無電柱化推進計画 骨子案のポイント

《無電柱化の推進に関する目標》

[**太字**は新たに記載するポイント]

課題

- 近年、災害の激甚化・頻発化、高齢者・障害者の増加等により、無電柱化の必要性が増大
- 現在のペースでは全ての道路の無電柱化は長期間となるが、早期に効果を発現すべく、重点的・効率的な実施に向けた目標設定が必要



記載案

第3 無電柱化の推進に関する目標

◎計画目標・指標

無電柱化の必要性はますます高まっており、前計画の実績整備延長以上となるよう高い目標を設定する
<進捗・達成状況を確認する指標>

- **電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化着手率**

※市街地の緊急輸送道路については2050年代までに全ての道路の無電柱化を実施

- **バリアフリー化された特定道路の無電柱化率**
- 世界文化遺産周辺の無電柱化実施地区数
- 重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化実施地区数
- 歴史まちづくり法重点地区の無電柱化実施地区数

具体的な数値
は算出中

次期無電柱化推進計画 骨子案のポイント

《緊急輸送道路の電柱を減少》

[**太字**は新たに記載するポイント]

課題

- 近年の台風被害等を受けて、道路閉塞を防ぐことが必要な緊急輸送道路における電柱を減少させる取組が必要
- 緊急輸送道路等に無電柱化を推進するため必要な予算の確保が必要
- 閉塞の影響が大きい緊急輸送道路については、道路区域の新設電柱のみならず、沿道区域や既設電柱における占用制限等の対応が必要

[一般道の緊急輸送道路:約9万km (うち市街地 約2.2万km、電柱約30万本*)]

※電柱本数は電線共同溝事業区間の平均電柱設置状況から推計

記載案

第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

◎緊急輸送道路の電柱を減少

電線共同溝事業を加速化するとともに占用制限等を推進することにより緊急輸送道路の電柱を減少させる

- **防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により緊急輸送道路の無電柱化を推進する**
- 緊急輸送道路の新設電柱の占用制限を全線にわたって措置する
- 既設電柱については、**電線共同溝事業予定区間や電柱倒壊による道路閉塞の影響が大きい区間など優先順位を決めて、早期に占用制限を開始する**
- **緊急輸送道路等の沿道区域において倒壊による道路閉塞の可能性のある工作物を設置する際に、道路管理者への届出を要することとし、必要に応じて勧告する等、事前調整を実施**

※令和3年通常国会に道路法等の

改正法案を提出

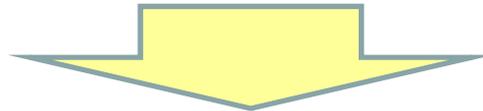
次期無電柱化推進計画 骨子案のポイント

《新設電柱の抑制》

[**太字**は新たに記載するポイント]

課題

- 毎年約7万本の電柱が増加している状況であり、無電柱化を推進するため効率的な新設電柱の抑制が必要
- 無電柱化法第12条の実効性確保のため、道路事業や市街地開発事業等の実施時における道路占用許可制度の適切な運用等による新設電柱の抑制が必要



記載案

第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

◎新設電柱の抑制

無電柱化法第12条の的確な運用や市街地開発事業等における無電柱化の推進により新設電柱を抑制する

- 道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、技術上困難と認められる場所以外は新たな電柱設置を抑制しており、地方公共団体に発出された手引きによる措置の徹底を図るとともに、事業と一体的に無電柱化整備を行う際に積極的に同時整備を活用し、効率的な無電柱化を推進する。
- 市街地開発事業等について、**円滑な合意形成プロセスやコスト縮減方策を検討し、地方公共団体等への普及**を図る
- 市街地開発事業等について、事業認可や開発許可の事前相談時などあらゆる機会を捉え、**施行者及び開発事業者等による無電柱化検討**の徹底を図る
- 関係者が連携して**新設電柱の増加要因を調査・分析し、削減に向けた対応方策を検討**する

次期無電柱化推進計画 骨子案のポイント

《コスト縮減の推進》

課題

[**太字**は新たに記載するポイント]

- 低コスト手法である管路の浅層埋設方式、小型ボックス活用埋設方式、角型多条電線管(FEP管)等の採用は直轄国道においても約3割※にとどまり、地方公共団体も含めて普及拡大に努めていくことが必要
- 電線管理者が整備する地上機器等も含めて、引き続き技術開発等が必要
- 山間部・島嶼部等においては更に安価で簡便な無電柱化の検討が必要

※H30年4月～R2年11月に契約した工事

[電線共同溝方式の平均コスト:5.3億円/km]

記載案

第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

◎コスト縮減の推進

道路管理者は関係者と連携し計画、設計、工事等の各段階において、取組を進め令和7年度までに平均して約2割のコスト縮減を目指す

- 事業を行う中で新たな知見が得られれば、「低コスト手法の手引き」や「電線共同溝整備マニュアル」等を更新し、問題解決に努める
- 低コスト手法について、**設計要領や仕様書、積算基準等に盛り込んで標準化を図り**、地方公共団体への普及を図る
- **配電機材の仕様統一や通信に係る特殊部の設置間隔の延伸化**など電線管理者による主体的な技術開発を促進する
- 山間部・島嶼部等の需要や需要変動が少ない区間では**条数に応じた構造、新たな掘削機械の活用など安価で簡便な無電柱化を導入する**
- 直接埋設方式については更なる技術開発を進め**適応箇所への導入**を図る
- 市街地開発事業等について、**円滑な合意形成による工期短縮、地上機器や配線の面的配置の工夫等によるコスト縮減方策を検討し、地方公共団体等への普及**を図る

次期無電柱化推進計画 骨子案のポイント

《事業のスピードアップ》

[**太字**は新たに記載するポイント]

課題

- 電線共同溝事業の事業期間は平均7年を要しており、発注方式の工夫など事業のスピードアップが必要
[設計、支障物件移設、本体工事、引込管工事毎に発注されそれぞれ関係者との事業調整が必要]
- 計画・設計段階で調整に時間を要するなど、各段階での事業期間の短縮が必要



記載案

第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

◎事業のスピードアップ

無電柱化の完了までに平均7年を要しているが、発注方式の工夫など事業のスピードアップを図るとともに、交通量が多いなど特殊な現場条件を除き**事業期間半減**(平均4年)を目指す。

- 同時施工や事業調整の円滑化により事業期間を短縮するため、**包括発注方式、PPP活用方式、一括施工方式等を推進**する
- 包括発注方式について、モデル事業による実施を進めるとともに、**包括発注等を円滑に進めるため手引きやマニュアルを作成し、地方公共団体にも周知し普及拡大**に取り組む
- 電線管理者等の既設地中管路等を有する場合には、既存ストックの活用を検討し効率的に無電柱化を推進
- ガスや上下水道等の地下埋設物件の位置情報が無電柱化工事に有効なことから、**地下情報の3次元データベース化**について検討を進める

次期無電柱化推進計画 骨子案のポイント

《占用制限の的確な運用》

[**太字**は新たに記載するポイント]

課題

- 交通安全を目的とした占用制限について一部の自治体※に留まっている
- 緊急輸送道路における既設電柱の占用制限については、具体的な運用方針の決定が必要
- 景観の観点での占用制限の導入が進んでいない

※東京都中野区及び渋谷区の一部区道(令和2年4月現在)

記載案

第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

◎**占用制限の的確な運用**

新設電柱の占用制限制度の拡大や既設電柱の占用制限の早期開始に取り組む。また、電柱による外部不経済の内部化のあり方について検討する

- **交通安全の観点での新設電柱の占用制限について、地方公共団体への説明会や研修等を通じて働きかけを行い普及拡大を図る**
- **景観の観点での占用制限について、文化財保護法、景観法、自然公園法等における規制と連携した取組を検討する**
- 既設電柱については、**電線共同溝事業予定区間や電柱倒壊による道路閉塞の影響が大きい区間など優先順位を決めて、早期に占用制限を開始する(再掲)**
- 道路上に多数の電柱等の占用物件が建設されることによる外部不経済の内部化のあり方について検討する

次期無電柱化推進計画 骨子案のポイント

＜財政的措置＞

課題

[太字は新たに記載するポイント]

- 限られた予算の中で電線管理者の財源確保について支援措置の拡充が必要
- 各電線管理者で事業規模が大きく異なることから電線管理者への支援として、新たな支援の枠組みの検討が必要

記載案

第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

◎財政的措置

無電柱化を推進するため、地方公共団体や電線管理者へ財政的措置を行う

- 緊急輸送道路等における無電柱化を対象とした**個別補助制度による重点的な支援**を行う
- 現行の緊急輸送道路等において無電柱化を行う際に新たに敷設した電線等に係る固定資産税を減免する特例措置について、2022年度以降の措置について継続・拡大を検討する
- 直轄国道において実施している、道路の地下に設けた電線類に対する占用料減額措置について、**地方公共団体への説明会や研修等を通じて働きかけを行うなど、減額措置の普及拡大を図る**
- **市街地開発事業等**に際して行われる無電柱化に対し、**各種補助制度等により支援**する
- **観光地域振興無電柱化推進事業を活用し**、観光地において電線管理者が行う単独地中化や軒下・裏配線を支援する
- 電線管理者は、電線敷設工事資金貸付金制度を活用して電線共同溝整備を推進する
- **新たな託送料金制度の運用にあたり必要な無電柱化が確実に実施されるよう、関係省庁が連携し対応**する
- 各電線管理者で事業規模が大きく異なる事に配慮し、新たな支援の枠組みを検討する

次期無電柱化推進計画 骨子案のポイント

《メンテナンス・点検及び維持管理》

[**太字**は新たに記載するポイント]

課題

- 道路冠水等による地上機器の浸水や、液状化等で被災した場合の復旧など、大規模災害時における対応の検討が必要
- 昭和60年代早期に整備された電線共同溝は整備後約30年以上が経過し、施設の老朽化が懸念



記載案

第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

◎メンテナンス・点検及び維持管理

近年の激甚化する災害を踏まえ、災害に強い設備のあり方について検討を進めるとともに、電線共同溝は整備後約30年以上が経過していることから施設の健全性を維持していくことが必要である

- **地震災害**における地中線の復旧には時間を要する場合もあるため、**被害が生じた際の速やかな故障点の検出及び復旧手法について検討**し、早期復旧を目指す
- **津波・高潮や洪水・浸水が予測される地域、液状化が予想される地域**で対応が難しい場合は、**柱状型変圧器や軒下配線など地中化以外の手法などの対応を検討**する
- 国は**電線共同溝点検要領**を作成し、地方公共団体も含めて電線共同溝の適正な維持管理を図っていく

次期無電柱化推進計画 骨子案のポイント

《関係者間の連携の強化》

[**太字**は新たに記載するポイント]

課題

- 無電柱化は様々な利害関係者が存在するため、異なる意見を束ね、関係者が十分に連携すべき
- 道路管理者、電線管理者が一体となった低コスト技術・手法の検討が必要

記載案

第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

◎関係者間の連携の強化

関係者が協力して事業を推進していくために、関係省庁、道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者との連携が不可欠

- 地方ブロック協議会及び都道府県部会を活性化させ、対象区間の調整に加えて、計画段階から関係者間で協議、調整を進めることにより、低コスト手法の普及や事業のスピードアップについても取り組む
- 地域レベルの協議会において、機動的かつ柔軟に地中化方式が採用できるよう関係者が連携を図る
- ガスや上下水道の更新時など他の地下埋設物の工事に合わせて無電柱化を行うことが効率的であることから、**計画段階から路上工事占用調整会議等を活用し、同時施工に向けた検討を行う**
- 国において、無電柱化推進関係省庁連絡会議や技術面の課題を検討する無電柱化推進技術検討会を設置し、**関係省庁や関係者間で課題への対応、新技術やその普及などに連携して取り組む**
- **電線管理者と下水道事業との連携による、通信線の地中化の実現可能性の検証について、その取組を発展させる**

次期無電柱化推進計画 骨子案のポイント

《広報・啓発活動》 《地方公共団体等への技術的支援》

[**太字**は新たに記載するポイント]

課題

- 防災面での有効性をアピールして施策を推進すること必要
- 電力供給の強靱化や環境整備のための施策として訴えかけていくべき
- 経験の少ない地方公共団体に補助事業の周知や計画策定から事業実施までのプロセスを含め技術的支援を充実すべき

[過去5年間において無電柱事業を実施した(又は実施している)地方公共団体数は全体の2割(361/1788地方公共団体)]

記載案

第5 施策を統合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

◎**広報・啓発活動**

- 国及び地方公共団体は電線管理者とも連携しながら無電柱化に関する**広報・啓発活動**を行う。
- **防災面における無電柱化の効果を定量的に算出**するなどにより理解を広げる
- 地方公共団体等の**優良な取組**について**表彰**を行い、その周知を図る

◎**地方公共団体等への技術的支援**

- 国は地方公共団体による無電柱化を推進するため、都道府県無電柱化推進計画及び市町村無電柱化推進計画の策定を働きかけるとともに、**計画段階からの合意形成に関する参考図書などマニュアル等**を作成し、必要な技術的支援を行う
- **各地方整備局に設置した無電柱化ワンストップ窓口**を通じて、**無電柱化事業の流れや技術的な課題・疑問等**について**対応**し、必要に応じて**専門家を派遣**する

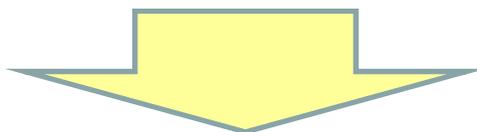
次期無電柱化推進計画 骨子案のポイント

《中長期的な取組》

[**太字**は新たに記載するポイント]

課題

- 無電柱化の利益について、その便益の明確化と、享受する者が誰であるかを分析し、その上で、新たな支援制度を検討すべき
- 無電柱化の推進に関する法律が平成28年12月に成立し4年が経過している運用状況の評価が必要



記載案

第5 施策を統合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

◎中長期的な取組

- 無電柱化が持つプラスの外部経済も踏まえつつ、**無電柱化の目的に応じた新たな支援制度や費用負担の見直しを検討する**
- 無電柱化法の成立から令和3年で5年が経過することを踏まえ、**法の運用状況等のフォローアップを行う**